

目 的

主に酒田市立中学校の生徒等を対象として活動するクラブを、酒田市地域クラブに認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

認定要件

- (1) 「酒田市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」に則った活動をしていること。
- (2) 当該団体が実施する活動の種目が、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承発展させた活動であり、かつ、中学生の望ましい成長に資するものであること。
- (3) 次に掲げる事項が規定された規約、会則、定款等（社会通念上適正であると認められるものに限る。）を備えていること。
 - ア 名称 イ 目的 ウ 総会に関する事項 エ 安全管理体制
 - オ 次に掲げる役員又はこれらに準ずる役員の設置に関する事項
 - （ア）代表者 （イ）副代表者 （ウ）会計責任者 （エ）監事
- (4) 営利を目的とした団体ではなく、活動に必要な参加費は会員から徴収していること。
- (5) 指導者及びサポーターは、「酒田市地域クラブ活動指導者及びサポーター認定要綱(令和8年告示第 号)」の規定に基づく認定を受けていること。また、指導者等のうち最低1名は、日本スポーツ協会又は各競技団体等が認定する指導者公認資格を有していること（文化芸術団体を除く）。
- (6) 当該団体が実施する活動の参加者の人数が、次に掲げる活動の区分に応じ次に定める人数以上であること。
 - ア スポーツ活動 次の競技の区分に応じていずれかを満たす人数
 - a 個人競技 5人
 - b 団体競技 指導する競技の試合を行うためにルール上必要な1チームの基本の選手数に1を加算した数の人数
 - イ 文化芸術活動 5人(ただし、吹奏楽・合唱にあつては、3人とする。)

メリット

ク ラ ブ: ①学校施設優先利用 ②管理システム利用(出欠・勤退・会費・謝金・連絡等) ③公的補助
会員・保護者: ①安心、安全の担保 ②専門的指導の享受 ③選択肢の拡大 ④活動の保障(人数・場所・指導者)

課 題

ク ラ ブ: ①会員の管理(安全・出欠・会費) ②指導者の管理(勤退・謝金) ③コンプライアンス
会員・保護者: ①費用負担(受益者負担) ②送迎 ③生活リズムの維持、確立

認定の申請

- (1) 提出書類
酒田市認定地域クラブ活動認定申請書(様式第1号)、酒田市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して酒田市教育委員会教育長に提出する。
 - ① 団体の規約、会則、約款等
(名称・目的・総会・安全管理体制・役員名簿)
 - ② 指導者及び参加者名簿
 - ③ 保険加入証明書
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類
(会計予算書・指導者公認資格証 等)
- (2) 申請の開始日 令和8年10月16日～

認定・取り消し

- (1) 教育長は、申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行い認定の可否について判断し、酒田市認定地域クラブ活動認定不認定通知書(様式第3号)を申請団体に送付し、認定・不認定を伝える。認定期間は3年間。(2年経過後、最初の3月31日まで)
- (2) 取り消し…いずれかに該当するとき
 - ① 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
 - ② 認定の要件を欠くに至ったとき。
 - ③ 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
 - ④ 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
 - ⑤ 教育長が認定地域クラブとして不適当と認めたとき。認定の取消しを行ったときは、酒田市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第5号)により当該地域クラブの代表者に通知する。

